

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条に基づく。）

本校では全ての職員が「いじめは、どの子どもにも・どの学校でも起こりうるものであり、人として決して許される行為でない。」という基本認識にたち、全ての児童が安心して生き生きと学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ② いじめを発見・認知するための体制の整備及び教職員のスキルの向上を図る。
- ③ いじめに対する措置についてシミュレーションをしておく。
- ④ 学校・家庭・地域のサポート体制を確立し、児童が安心して生活できる居場所をつくる。
- ⑤ 教職員がチームで対応できる組織体制を整備する。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、児童が「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもつことができるように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることに気付かせる。

(1) 児童が安心・安全に学校生活を送ることができると感じられるような「居場所づくり」をする。

- ① すべての児童が、参加・活躍できる授業を工夫し、わかる授業を進める。
 - ・児童が学習課題を意識した授業展開を図る。
 - ・授業を担当するすべての教員が、互いの授業を参観し合うことで、授業規律の問題などの改善・解決を図る。

- ② 教職員は、不適切な認識や言動に細心の注意を払う。

(2) 児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできる「絆づくり」をする。

- ① 学級担任等が、いじめを許さない集団づくりを実践する。

道徳の時間や学級活動などで、いじめに関わる指導を年間計画に位置づけ、必ず実施する。

- ② 児童一人一人の自己有用感(他人の役に立っている、他人から認められている)を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 人とのかかわり・つながりを大切にする体験活動

学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や各教科等における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

- ・ 自然体験(自然探検, 野菜作り, 田植え・稲刈り等)
- ・ 社会体験(町探検, 社会見学等)
- ・ 文化芸術体験(説教源氏節人形劇, 亥の子舞, 宮島彫り, 合唱, 鼓笛, 陶芸等)
- ・ 交流体験(異学年交流活動, 保育園・他小学校・中学校との交流活動, 地域や福祉施設の方との交流活動)

3 いじめの早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等)に向けての取組

(1) いじめを発見・認知するための体制を整備する。

- ア 学級担任等は, 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め, 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- イ 養護教諭は, 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで, その様子に目を配るとともに, いつもと何か違うと感じたときは, その機会を捉え, 悩みを聞く。
- ウ 生徒指導主事は, 定期的なアンケート調査やアセス実施, 教育相談の実施等に計画的に取り組み, いじめを訴えやすい環境を整える。
- エ 生徒指導主事は, 連絡会等で気づいた情報の共有を図り, 情報に基づき速やかに対応する。
- オ 管理職は, 児童及びその保護者, 教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制(いつ, どこで, だれが等)を整備する。

(2) 教職員のいじめを見逃さない認知能力の向上を図る。

- ア 「いじめはどの学校でも, どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち, 全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより, 児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- イ 教職員は, 休み時間や昼休み等において, 児童が生活する場の異常の有無を確認する。
- ウ 気になる変化や行為について5W1Hを「生徒指導上の諸問題記録用紙」にメモし, 教職員がいつでも共有できるようにしておく。
- エ いじめの認知やアセス, 児童理解等に係る校内研修を行う。

4 いじめに対する措置(発見したいじめに対する対処)に向けての取組

(1) いじめの早期解決のために, 全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめ問題を発見したときには, 学級担任だけで抱え込むことなく, 学校長以下全ての教員が対応を協議し, 的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い, 事実確認をした上で, いじめられている児童の身の安全を最優先に考え, いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- エ 学校内だけでなく, 必要に応じて各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ いじめられている児童の心の傷を癒すために, スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら, 指導を行っていく。

(2) 家庭や地域, 関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし, 学校側の取組についての情報を伝えるとともに, 家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

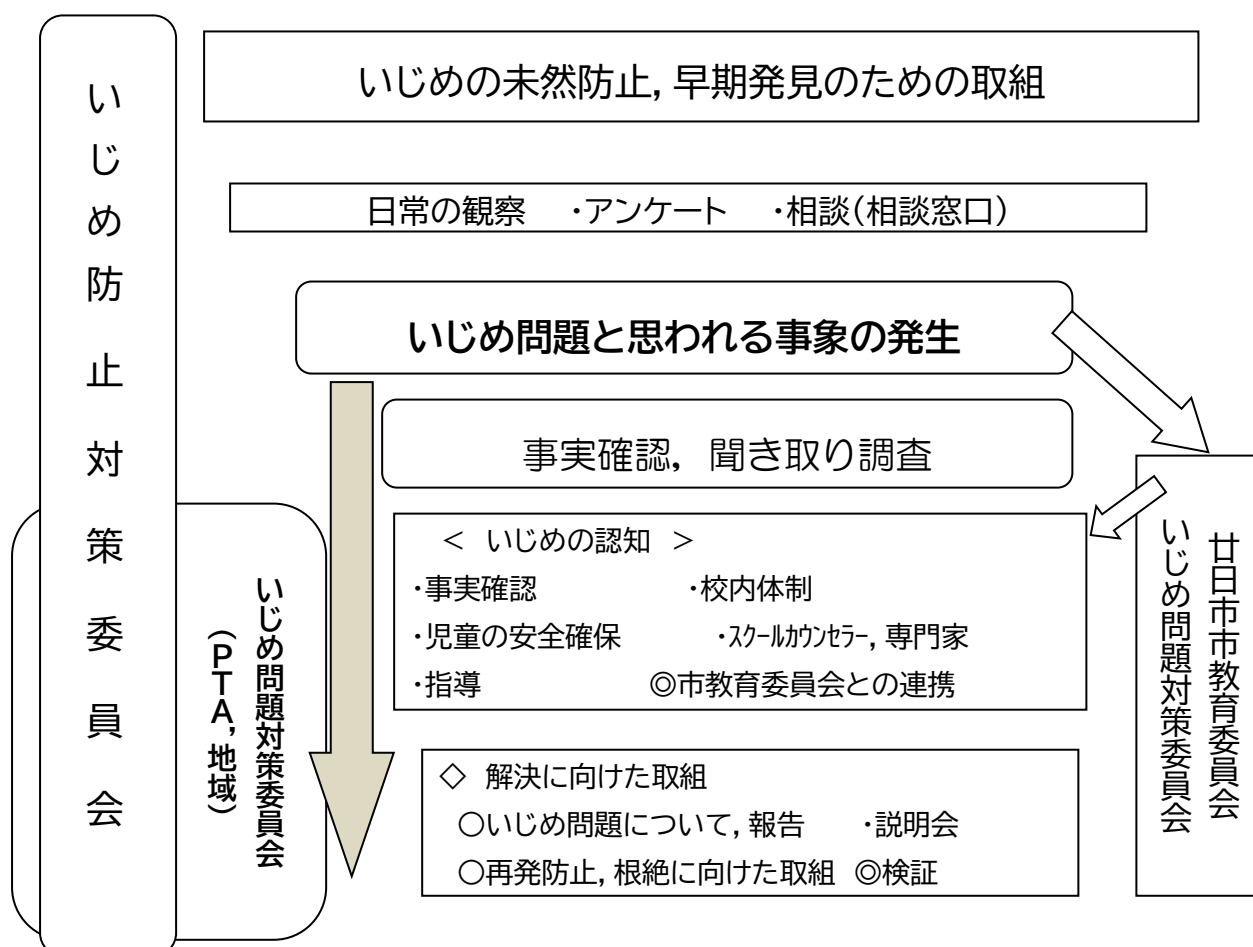
① 「いじめ防止対策委員会」

随時, 管理職, 生徒指導主事, 養護教諭, 教務主任, 当該学級担任で問題傾向を有する児童について, 現状や指導についての情報の交換を行い, 共通の認識をもつ。いじめ問題が発生した場合は, 管理職, 生徒指導主事, 養護教諭, 教務主任, 当該学級担任, PTA会長, 学校評議員による「いじめ問題対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域, 関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は, その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また, 状況によっては「いじめ防止対策委員会」を開催し敏速な対応を行う。教頭は, 校長に報告し, 校長の指示により敏速に支援体制をつくり, 対処する。

<いじめ防止・いじめ問題対策のフロー>



6 いじめ防止年間計画

月	いじめ防止対策委員会	取組・いじめアンケート実施	道徳教育
4	基本方針確認・共通理解 実施計画策定	ふれあい相談日 かがやきの木	1年 「もりのふれぜんと」
5	実態把握	命の大切さについて考える日 ふれあい相談日 いじめ・体罰・セクハラアンケート(児童・保護者)・アセス(3年生以上) かがやきの木	「かずやくんのなみだ」 2年 「およげないリスさん」 「いいところみつけた」
6	いじめ・体罰・セクハラアンケートの検証 アセス分析・検証 個人面談	ふれあい相談日 かがやきの木	3年 「同じなかまだから」 「ぼくのボールだ」
7	実態把握 1学期の振り返り	ふれあい相談日 かがやきの木	4年
8	実態把握		「決めつけないで」
9	実態把握	ふれあい相談日 かがやきの木	「いじりといじめ」
10	実態把握 いじめアンケートの検証	ふれあい相談日 かがやきの木	5・6年 「杉原千畝 ～大勢の人の命を守った外交官」
11	実態把握	ふれあい相談日 かがやきの木 いじめ・体罰・セクハラアンケート(児童・保護者)・アセス(3年生以上)	「わたしのせいじゃない」
12	実態把握 いじめ・体罰・セクハラアンケートの検証 アセス分析・検証 個人面談 2学期の振り返り	ふれあい相談日 かがやきの木 廿日市市いじめ防止推進月間	
1	実態把握	ふれあい相談日 かがやきの木	
2	実態把握 いじめ・体罰・セクハラアンケートの検証 アセス分析・検証 個人面談	ふれあい相談日 かがやきの木 いじめ・体罰・セクハラアンケート(児童・保護者)・アセス(3年生以上)アセスアンケート	
3	実態把握 1年の振り返り 生徒指導上の諸問題集約	ふれあい相談日 かがやきの木	

